

## 【協定第41号】

## 小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて

小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会  
会長 喜多輝昭

## 記

協 定 項 目	小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い
調 整 の 内 容	2 小・中学校の通学区域については、現行のまま新町に引き継ぎ、調整する。
調整の具体的内容	小・中学校の通学区域の調整が必要な区域については、新町において通学区域審議会（仮称）等を設置し、通学区域の検討を行うものとする。
上記の内容の調整結果	<p>審議会は、小・中学校の通学区域の適正化を図り、教育委員会の諮問に応じ、通学区域に関する事項について調査審議し、意見を答申する。</p> <p>1. 審議会の組織（教育委員会が委嘱）</p> <p>①委員数 20人以内</p> <p>②委員の構成（次に掲げる者のうちより）</p> <p>(1)学識経験者</p> <p>(2)住民の代表</p> <p>(3)小・中学校校長</p> <p>(4)PTAの役員</p> <p>2. 任 期</p> <p>①2年（ただし、再任を妨げない。）</p> <p>②補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>上記の内容により、白石町通学区域審議会条例を合併時、制定します。</p>